



水土里ネットぎふだより

令和7年7月

204号



(関市・中池)

目次

▶ 第 67 回通常総会を開催	2
▶ 令和 6 年度土地改良表彰（知事表彰・会長表彰）	3
▶ 全国水土里ネット表彰式・農業農村整備の集い	4
▶ 令和 7 年度岐阜県の農業農村整備予算	5
▶ 連携管理保全計画（水土里ビジョン）について	6
▶ 土地改良区経営診断指導の実施について	10
▶ 応急用ポンプの貸出について	11
▶ 未来へつなごう！ふるさとの水土里 子ども絵画展 2025	12
▶ 職場における熱中症対策の強化について	13
▶ お知らせ	14
▶ 事務局機構図	15

第67回通常総会を開催



来賓祝辞 足立岐阜県農政部長

令和7年3月3日にOKBふれあい会館にて第67回通常総会を開催しました。

同時に土地改良表彰も実施し、来賓として足立葉子岐阜県農政部長、福井逸人東海農政局次長、水野正敏岐阜県議会議長等にご臨席いただき、ご祝辞をいただきました。また、長沼建治郎揖東土地改良区理事長を議長に選任し、令和7年度事業計画並びに一般会計収支予算等、提出された議案の審議を行い、9議案は全て原案通り承認されました。

最後に農業農村整備当初予算の確保等を求めた決議案を全会一致で採択し閉会しました。なお、議第9号役員改選において新役員23名が選任されました。

議決事項

- 議第 1号 岐阜県土地改良事業団体連合会定款及び規約の一部改正について
- 議第 2号 令和5年度事業報告、一般会計収支決算並びに財産目録の承認について
- 議第 3号 令和6年度一般会計収支補正予算の承認について
- 議第 4号 令和7年度事業計画並びに一般会計収支予算の議決について
- 議第 5号 令和7年度賦課金の賦課基準並びに賦課徴収時期等の議決について
- 議第 6号 借入金の限度額並びに借入方法の議決について
- 議第 7号 預入金融機関の議決について
- 議第 8号 役員報酬の議決について
- 議第 9号 役員改選について

新役員

任期は2029年3月28日まで

役職	氏名	会員資格
会長	藤原 勉	本巢市長
副会長	藤墳 守	垂井町土地改良区理事長
〃	水野 光二	瑞浪市長・土岐川防災ダム一部事務組合管理者
専務理事	大野 哲也	学識経験者
理事	高橋 伸治	羽島用水土地改良区理事長
〃	石田 仁	大垣市長・大垣土地改良区理事長
〃	横川 真澄	海津市長
〃	森 正弘	高須輪中土地改良区理事長
〃	川地 憲元	養老町長
〃	朝倉 和仁	輪之内町長・福東輪中土地改良区理事長
〃	竹中 誉	池田町長
〃	山下 清司	関市長・関市木曾川右岸用水土地改良区理事長

役職	氏名	会員資格
理事	野島 征夫	学識経験者
〃	富田 成輝	可児市長
〃	小坂 喬峰	恵那市長
〃	山内 登	下呂市長
〃	田中 明	高山市長
〃	都竹 淳也	飛騨市長
〃	高田 禮子	学識経験者（ぎふ農業委員会女性ネットワーク会長・岐阜県農政審議会委員）
〃	堀部 智子	学識経験者（生活協同組合コープぎふ副理事長・岐阜県農政審議会委員）
代表監事	林 宏優	山県市長
監事	浅野 雅樹	岐阜市市橋鏡島土地改良区理事長
〃	金子 政則	八百津町長・八百津町木曾川右岸用水土地改良区理事長

決議

- 一 土地改良事業の計画的な推進のため、必要な予算を安定的に確保すること
- 二 農業の競争力強化のため、農地の集積・集約化、米から高収益作物への転換、スマート農業の導入やほ場まわりの管理の省力化を促す農地整備を推進すること
- 三 農村地域の国土強靱化のため、基幹から末端に至るまでの農業水利施設の更新・長寿命化や、豪雨・地震対策等を推進すること
- 四 ICT、AI等を活用して、土地改良施設管理の省力化・高度化を図る取組を推進するとともに、土地改良区の運営基盤強化に対する支援を推進すること
- 五 農村地域を支えている多面的機能支払交付金について十分な予算を確保するとともに、活動組織の継続に向けた支援を推進すること
- 六 ストックマネジメントセンター及びため池保全管理サポートセンターにおいて、施設情報や補修履歴等の一元的な把握が行えるように体制を強化すること

令和6年度土地改良表彰 (知事表彰・会長表彰)

長年土地改良事業に携わった皆様に甚深なる敬意を表すとともに、心からお祝い申し上げます。

岐阜県知事表彰

(敬称略)

山県用水土地改良区	副理事長	清水 健 吉	下呂市萩原町土地改良区	会計理事	大 前 眞一郎
真桑井水土地改良区	前副理事長	佐 賀 信 夫	上野平土地改良区	理 事 長	今 井 由 夫
えな土地改良区	元 理 事	光 岡 克 昌			

岐阜県土地改良事業団体連合会長表彰

(敬称略)

山県用水土地改良区	前理事長	深 尾 隆 昌	関市木曽川右岸用水土地改良区	総 代	神 谷 健 二
中濃用水土地改良区連合	前理事長	松 田 孝 弘	関市肥田瀬用水土地改良区	監 事	山 田 久 吉
山県用水土地改良区連合	総括監事	大 野 千 秋	美濃加茂市木曽川右岸用水土地改良区	前副理事長	(故)加納正俊
山県用水土地改良区	理 事	加 藤 和 昭	川辺町木曽川右岸用水土地改良区	理 事	古 川 明
各務用水土地改良区	理 事	遠 藤 和 彦	川辺町木曽川右岸用水土地改良区	理 事	井 戸 新 次
各務用水土地改良区	理 事	川 島 隆	川辺町木曽川右岸用水土地改良区	理 事	木 下 宣 良
中濃用水岐阜土地改良区	理 事	森 通 雄	可 児 土 地 改 良 区	会計理事	村 瀬 則 男
中濃用水岐阜土地改良区	総括監事	古宮山 春 雄	えな土地改良区	理 事	前 田 秋 彦
大垣土地改良区	理 事	水 谷 葉 子	えな土地改良区	理 事	水 野 賢 治
高須輪中土地改良区	総務課長 補 佐	伊 藤 由美子	えな土地改良区	維持管理 委員長	篠 原 隆 佳
田鶴境土地改良区	職 員	吉 田 悟	えな土地改良区	維持管理 副委員長	町 野 明 好
養南土地改良合同事務所	前事務局長	若 山 勝 行	金山町東沓部土地改良区	理 事 長	加 藤 松 孝
養南土地改良合同事務所	事 務 長	佐 藤 秀 美	金山町東沓部土地改良区	代表監事	谷 口 崇 男
養南土地改良合同事務所	前事務局長	野 村 茂 子	上野平土地改良区	副理事長	中 井 信 幸
養南土地改良合同事務所	事 務 員	福 田 博	高原土地改良区	理 事 長	大 林 隆 夫
揖西用水土地改良区	理 事	下 野 信 博	高原土地改良区	理 事	小 林 達 樹
揖西用水土地改良区	監 事	長 村 英 敏			
関市木曽川右岸用水土地改良区	理 事				

第67回岐阜県土地改良事業団体連合会通常総会



全国水土里ネット表彰式

令和7年3月26日に砂防会館にて全国水土里ネット表彰式が開催されました。長年土地改良に携わった皆様に甚深なる敬意を表すとともに、心からお祝い申し上げます。

■団体表彰

八百津町木曽川右岸用水土地改良区	理事長	金子 政則
中津川市西部土地改良区	理事長	根尾 隆

■個人表彰

富加町木曽川右岸用水土地改良区	前理事長	板津 徳次
高須輪中土地改良区	総務課長	渡邊 祥彦



農業農村整備の集い開催

6月18日(水)に小泉進次郎農林水産大臣ほか多数の来賓ご出席のもと、砂防会館別館「シェーンバッハ・サボー」(東京都)にて、農業農村整備の集いが開催されました。

主催者を代表し、二階俊博全国水土里ネット会長が挨拶を行い、引き続き来賓として小泉進次郎農林水産大臣、森山裕自民党幹事長らから祝辞をいただきました。また、宮崎雅夫全国水土里ネット会長会議顧問からは情勢報告が行われました。

要請文の提案は令和7年度全国土地改良大会開催県の水土里ネットさが金澤智寿子理事から、ガンバロウ三唱は水土里ネットあおもり女性の会・青年部会により行われました。



二階会長 挨拶



宮崎顧問 情勢報告



小泉農林水産大臣 祝辞

令和7年度岐阜県の農業農村整備予算

県予算（公共枠・県単枠）

「県民の食を支える生産基盤の整備と災害に強い農村づくり」や「中山間地域を守り育てる対策」など重点政策の計画的な事業推進に必要な予算を確保した。

〈公共〉

（単位：千円）

事業名	令和6年度		令和7年度		対前年比	
		うち国費		うち国費	予算比	国費比
団体営等	723,376	230,332	755,259	270,431	104.4%	117.4%
県 営	6,154,600	3,351,929	4,769,578	2,552,859	77.5%	76.2%
土地改良（補助）計	6,877,976	3,582,261	5,524,837	2,823,290	80.3%	78.8%
直 轄	100,890	0	85,187	0	84.4%	－
建設事業事務費	462,814	0	365,388	0	78.9%	－
農地費計	7,441,680	3,582,261	5,975,412	2,823,290	80.3%	78.8%
畜産業費	102,320	86,466	72,588	31,615	70.9%	36.6%
合 計	7,544,000	3,668,727	6,048,000	2,854,905	80.2%	77.8%

〈県単〉

（単位：千円）

事業名	令和6年度	令和7年度	対前年比
農地防災ダム点検管理強化事業	8,416	10,532	125.1%
経営体育成基盤整備事業	48,891	46,303	94.7%
農地集積促進意向調査事業	26,400	25,300	95.8%
小水力発電施設整備事業費	22,000	0	0.0%
小水力発電活用支援事業補助金	2,000	2,000	100.0%
県営ため池防災対策事業費	676,623	528,110	78.1%
ため池防災支援事業費	11,251	20,917	185.9%
農業農村整備事業費補助金	450,571	397,000	88.1%
中山間地域農業生産基盤整備促進事業	36,440	29,120	79.9%
土地改良施設保全計画策定事業	24,750	14,300	57.8%
田んぼダム実証事業費	15,400	0	0.0%
その他事業	429,414	370,360	86.2%
農業農村整備事業以外	57,844	3,058	5.3%
合 計	1,810,000	1,447,000	79.9%

主要施策

■県民の食を支える生産基盤の整備と災害に強い農村づくり 《4,898百万円（R6）→4,005百万円（R7）》

効率的で収益性の高い農業を実現するため、農地の大区画化等の生産基盤整備を推進するとともに、施設点検や用水管理の高度化・省力化を推進する。また、集中豪雨や大規模地震の発生に備え、農村地域の防災・減災対策を強化するため、農業用ため池の豪雨・地震対策等を推進する。

- ・県民の食を支える農業生産基盤の整備 R6 1,932百万円→ R7 1,737百万円《53地区》
- ・災害に強い農村づくり R6 2,966百万円→ R7 2,268百万円《87地区》

■中山間地域を守り育てる対策 《2,473百万円（R6）→1,816百万円（R7）》

中山間地域の持続可能な農業の実現に向け、豊かな自然環境を活かしたブランドづくりや都市農村交流等による地域活性化、生産基盤の整備等に取り組む。

- ・中山間地域の特性等に合わせた農業の展開 ほか R6 9百万円→ R7 10百万円
- ・生産基盤と生活環境基盤の整備 R6 2,464百万円→ R7 1,806百万円《39地区》

■農村地域の防災・減災対策、農地・農業用水路等の整備推進【R6国補正（12月補正）】《1,682百万円》

集中豪雨や大規模地震の発生に備えた農村地域の防災・減災対策、農業競争力の強化に向け、国の補正予算を活用し、農地・農業用水路等の整備を推進する。

- ・農業・農村の強靱化対策 900百万円《33地区》
- ・農地・農業用水路等の整備 682百万円《19地区》
- ・中山間地域における農業生産基盤の整備 100百万円《3地区》

新規（拡充）事業

新 田んぼダム利活用促進事業費補助金

河川や排水路の水位の急上昇を抑制する田んぼダムの利活用を促進するため、市町村や土地改良区が実施する田んぼダムに必要な「畦畔の補強」や「排水口の整備」を支援する。

岐阜県農地整備課提供資料

連携管理保全計画（水土里ビジョン）について

～水土里ビジョンとは～

令和7年4月に施行された改正土地改良法において、土地改良区や市町村等の関係者が共同して、将来の保全体制を構築する連携管理保全計画（通称水土里ビジョン）が位置付けられました。土地改良区は水土里ビジョンを策定することで、関連施設の管理者、関係市町村その他の関係者と連携して、土地改良施設及びその関連施設を保全する連携管理保全事業を行うことができます（附帯事業）。

1. 水土里ビジョンの必要性

【課題】

- ・地域住民による施設保全活動の困難化
農業集落の小規模化・高齢化に伴い、地域住民による末端の農業水利施設の管理が困難
- ・維持管理の負担の増加
老朽化施設の更新等、施設管理に要する費用が増加
- ・維持管理体制の脆弱化
土地改良区において専任職員が不足し、施設管理などの役割を十分果せなくなるおそれ

【対応策】

将来にわたり地域の農業水利施設等を適切に保全していくための将来像を関係者で共有し、保全に関する取組を推進する体制を構築することが必要。

2. 水土里ビジョンの取組によるあるべき姿（将来像）

「地域計画」で描かれた地域の将来の姿を踏まえ、20年から30年後の将来を見通して、

- ① 地域の農業生産基盤の保全（基幹から末端にわたる施設を保全するための役割分担や保全の取組）
 - ② 土地改良区の運営基盤の強化（保全の取組を確実に実施する体制を構築するための土地改良区の経営収支健全化などの取組）
- に関する事項について、土地改良区が策定。



3. 水土里ビジョンの位置づけ

食料・農業・農村基本法（令和6年5月改正）

第29条に農業生産基盤の「保全」に必要な施策を講じることを明記



農業水利施設の保全管理の在り方検討会（令和6年6月～12月）

農業水利施設に関する課題を整理し、市町村等を含めた施設保全に関する議論を後押しする仕組みについて提言



土地改良法（令和7年4月改正）

土地改良区と市町村等の関係者が連携して保全の取り組みを行う「水土里ビジョン」を法律に位置付け

4. 水土里ビジョンと地域計画の関係

- ・地域計画：農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための計画
- ・水土里ビジョン：地域の土地改良施設等の機能を将来にわたって持続的に発揮させるための計画

地域計画+水土里ビジョン=将来にわたる地域の農業生産の継続

5. 水土里ビジョンの策定支援

【水土里ビジョンの策定に必要な経費を支援】

- ・補助対象経費：施設諸元や耐用年数診断のための調査、施設諸元データの電子化等、運営に係る掛増し事務補助（臨時職員等）、会議室借上げ等
- ・事業主体：土地改良区
- ・補助率：1ビジョン当たり300万円を上限（上限300万円の範囲内で複数年度に分けて活用することも可能）

6. 水土里ビジョンのメリット措置

【法律上の制度措置】

- ・情報通信環境整備事業の手続きの簡素化
情報通信事業（ICT事業）の活用のための環境整備に必要な事業計画（計画の変更を含む）を水土里ビジョンに位置付けて認可を受けた場合には、認可を受けた当該連携保全計画に従って行う当該事業に係る計画の認可（計画の変更の認可を含む）を不要とする
- ・土地改良区の合併手続きの簡素化
土地改良区の合併に係る事項を水土里ビジョンに位置付けて認可を受けた場合には、当該合併については、土地改良法の合併に関する都道府県知事の認可（第72条第2項）を不要とする

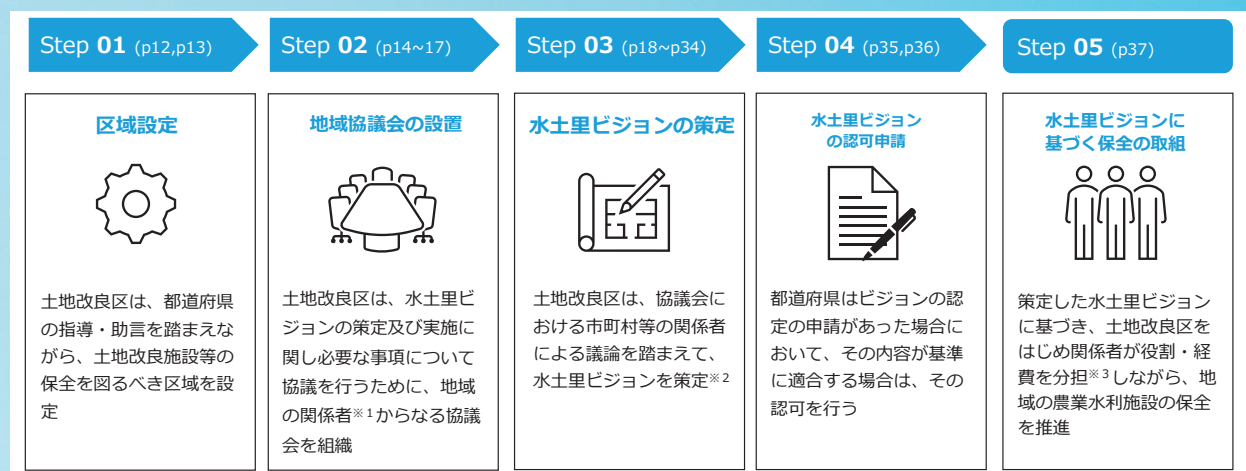
【予算面での支援策】

- ・土地改良区機能強化支援事業
水土里ビジョンに位置付けられる合併について、支援基準を緩和（合併後の面積300ha以上を撤廃）
- ・土地改良施設維持管理適正化事業
整備補修事業のうち、水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修について、補助率を引き上げ（補助率30%→40%）
- ・水利施設管理強化事業
水土里ビジョンに位置付ける国営造成施設等の維持管理を支援する「連携管理保全型」を創設（補助率約19%（実質）→25%）

【その他】

- ・農業農村整備事業等の新規地区採択に当たって、水土里ビジョンを策定する地区を優先配慮する措置を用意

7. 水土里ビジョンの策定手順



Step1 区域設定

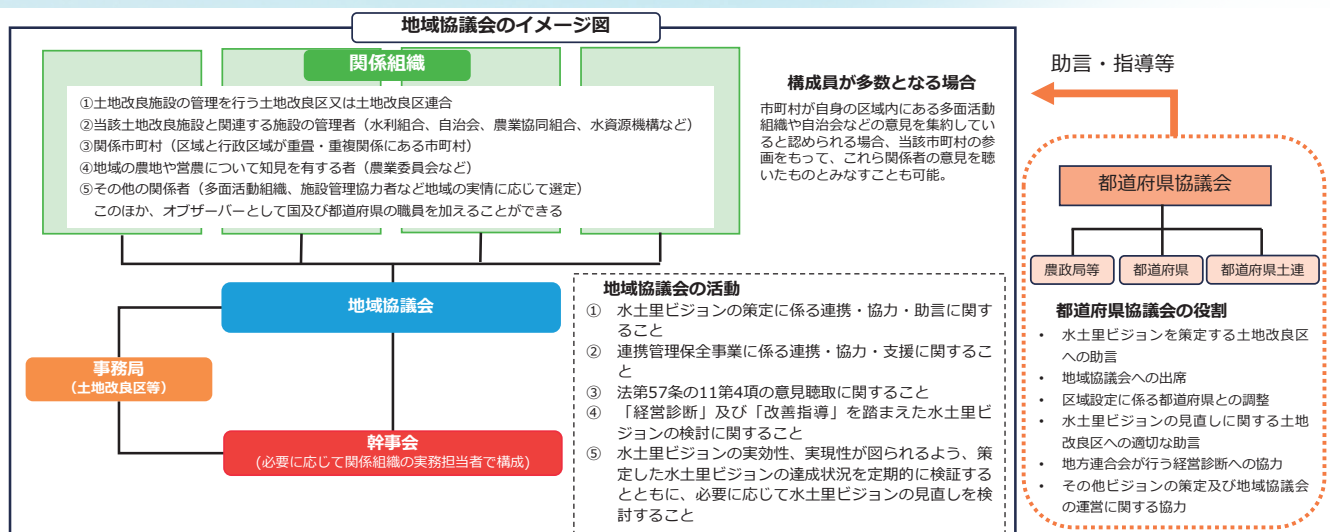
都道府県は土地改良区に対し、地域性、用排水等の受益性、歴史的関連性などを十分に踏まえた区域となるよう指導・助言を行います。土地改良区は、それを踏まえながら区域を設定します。

〈区域設定に当たっての留意点〉

- ・既存の「土地改良区統合整備基本計画」との整合性
- ・国営・都道府県営土地改良事業との関連性
- ・地域の核となる施設（ダム、頭首工、用排水機場、用排水樋門等）の受益性
- ・行政区域などの地域性
- ・統合整備後の受益性
- ・情報通信技術との整合性

Step2 地域協議会の設置

- ・土地改良区は、水土里ビジョンの策定に当たり、**地域協議会を組織することができる**こととされています（法第57条の14第1項）
- ・**地域協議会の構成員は、協議の結果を尊重しなければならない**とされています（法第57条の14第2項）



※地域協議会の設置は任意ですが、地域協議会を設置しない場合にあっては、関連施設の管理者や市町村等の関係者に個別に意見を聴く必要があります。

Step3 水土里ビジョンの策定

- ・水土里ビジョンは、農業水利施設等の保全を将来にわたって継続できるよう、エリア内の基礎的な情報を「総論」として整理しつつ、「地域の農業生産基盤の保全」に関する事項と、「土地改良区の運営基盤の強化」に関する事項の2本柱で構成
- ・いずれの土地改良区においても整理して記載すべき事項（**必須事項**）と、地域の状況に応じ、将来のために構想しておくと思われる事項（**任意事項**）に分けて整理

I 総論	II 地域の農業生産基盤の保全	III 土地改良区の運営基盤の強化
必須 ● 水土里ビジョン策定エリア内の関係土地改良区等の基礎情報（組合員数、地区面積等）、財務状況（一般会計、特別会計等の収支等）、土地改良区管理施設及び土地改良区以外が管理する施設の現状等（造成主体、管理者、耐用年数、施設の健全度等）について記載する。 <ビジョン策定区域の例> 	必須 ● 基幹及び末端の農業水利施設等について、施設毎（施設群毎）の管理主体や管理に要する経費の関係者による負担の方針、将来の更新・整備補修の計画を記載する。  更新・補修 適切な更新計画の策定や長寿命化に向けた整備補修計画の策定  市町村等 施設の公益性等を踏まえた市町村等との役割分担や負担の調整 任意 ✓ 地域の状況に応じて、効果的・効率的な管理に向けた取組（省エネルギー化等）、営農環境の向上（スマート農業の実現に必要な基盤整備、情報通信施設の整備等）、土地改良区間の連携、地域全体の施設管理適正化（農外利用との調整等）等について記載する。	必須 ● 職員、役員（特に女性理事）の人数の現状及び今後の多様な人材確保に向けた取組方針や、計画的な更新等を進めるための費用について、調達の手法（積立か借入か、積立の場合はその水準と原資等）を記載する。  人材確保 土地改良区の活動の活性化に向けた職員・多様な役員の確保  経営収支健全化 経営状況の見える化や支出の削減、安定的な財源の確保 任意 ✓ 地域の状況に応じて、収入確保策を含む維持管理に係る負担の軽減の取組（再生可能エネルギー利活用、他目的使用等）、支出削減の取組（施設のダウンサイジング等）等について記載する。 ✓ 再編整備（合併、組織変更、地区編入）を行う場合は、その方針、時期等を記載する。

Step4 水土里ビジョンの認可申請

【水土里ビジョンの認可申請手続きの流れ】

〈総会議決〉

重要議決により決する。また、水土里ビジョンに基づく保全の措置は、非土地改良施設たる小規模な水路等の施設（末端施設）も対象とし、また、末端施設の管理者等（非組合員）も関わることから、都道府県知事の認可を要する**附帯事業**となる。そのため、附帯事業として定款に位置付ける必要があり、総会（総代会）において**定款変更に係る議決**を経る必要がある。



〈許可〉

申請書に次の書類を添付する。

- ① 定款を変更する必要があるときは変更後の定款
- ② 水土里ビジョンの許可申請の決議を行った総会の議事録
- ③ 協議会（協議会を設置しない場合は関連施設の管理者や市町村長）の意見を聞いたことを証する書面
→ 都道府県知事は、水土里ビジョンの適切性・有効性や、土地改良事業の実施を妨げるおそれがないか等を判断し、認可するか否かを判断する。



〈公告〉

都道府県知事は水土里ビジョンを認可したときは、その旨を公告する。

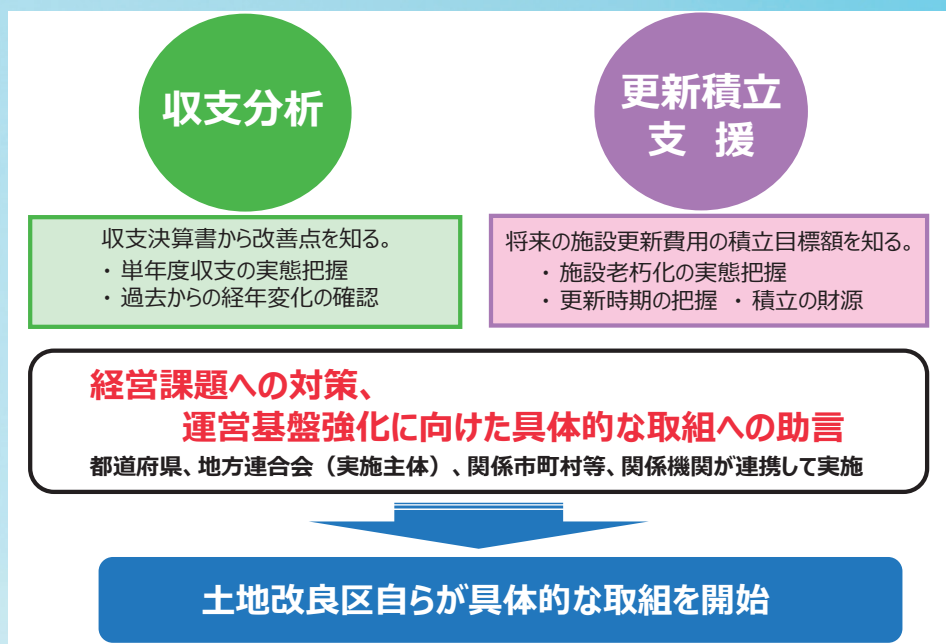
Step5 水土里ビジョンに基づく保全の取組

- ・水土里ビジョンは、策定するだけではなく、水土里ビジョンに基づく保全の取組を推進していくことが重要
- ・取組状況や進捗状況について定期的に関係者間で共有・検証するとともに、必要に応じて役割分担等の見直しを適宜実施することが必要

土地改良区経営診断指導の実施について

【経営診断とは】

土地改良区では、令和4年度の決算から貸借対照表等の決算関係書類の作成・公表が義務付けられ、関係する土地改良施設台帳も整備されています。今後は、これらを活用して土地改良区の経営状態を把握し、将来の土地改良区の計画的な施設更新に向けてその運営の健全化を図ることが必要となり、そのための検討・助言等を行います。



本会では、令和7年度経営診断指導の実施先として以下の土地改良区（連合）を予定しています。

〈令和7年度経営診断指導実施予定先〉

	土地改良区（連合）		
1	金谷井水土地改良区	14	福束輪中土地改良区
2	山県用水土地改良区	15	中須川土地改良区
3	各務用水土地改良区	16	揖斐川以東用水土地改良区
4	中濃用水岐阜土地改良区	17	牧土地改良区
5	羽島用水土地改良区	18	揖東土地改良区
6	岐阜市網代土地改良区	19	揖西用水土地改良区
7	真桑方井水土地改良区	20	粕川一ノ井水土地改良区
8	真桑井水土地改良区	21	美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区
9	菱野川土地改良区	22	坂祝町木曾川右岸用水土地改良区
10	政田井水土地改良区	23	富加町木曾川右岸用水土地改良区
11	高須輪中土地改良区	24	七宗町木曾川右岸用水土地改良区
12	牧田川用水土地改良区	25	可児土地改良区
13	垂井町土地改良区	26	下呂市萩原町土地改良区
		27	萩原町川西北部土地改良区

応急用ポンプの貸出について

近年、土地改良区が管理する揚水機場の不具合等により、かんがい期の用水に支障をきたす事例が発生しております。このような事態に備え、本会では、農業用ポンプの故障時等の対応として、応急用ポンプを備え、貸出しが行えるようにしました。

〈貸出要件〉

1. ポンプの貸出しは無償です。ただし、ポンプの運搬、据付、運転、管理は全て借受者の負担となります。

貸出要件は下記のとおりです。

- (1) 国・県、または、本会の会員であること
 - (2) 団体営規模以上の事業により造成された土地改良施設であること
2. 貸出しを希望する場合は、本会ホームページより「応急用ポンプ使用許可申請書」をダウンロードの上、提出してください。
 3. 貸付期間は、原則として貸付開始の日から1年以内です。

貸出機器リスト

名称	規格	数量	参考重量
水中ポンプ	φ 150 × 11kW × 2m ³ /min × 15m ケーブル 8m	1 台	163kg
サクシヨンホース	φ 150 × 20m	1 式	117kg
電源盤	自家発電用	1 面	10kg



未来へつなごう！ふるさとの水土里 子ども絵画展2025

「未来へつなごう！ふるさとの水土里子ども絵画展」は、26年続く、都道府県水土里ネットと全国水土里ネットの共同の主催事業であり、皆様からの多くの応募がより一層の広報効果につながります。なお、本会を経由してご応募いただいた方は、水土里ネット賞として「水土里ネットぎふ 会長賞」の対象となりますので、作品を学校や土地改良区等で取りまとめていただき、本会総務課広報担当までお送りください。皆様のご応募をお待ちしております。



未来へつなごう！ふるさとの水土里 子ども絵画展 2025 作品募集

あなたの絵で農業や農村の風景やそこではたらく人、また大切な水路を守る人たちのすがたを伝えてください。

～ 受賞作品は、2025年12月4日(木)～11日(木)に東京都美術館に展示します ～

応募資格 小学生以下 **応募期間** 2025年6月1日(日)～9月5日(金)

各賞 農林水産大臣賞、文部科学大臣賞、環境大臣賞、全国水土里ネット会長賞、協賛企業・団体賞など

『水土里ネット』は全国の土地改良区、土地改良事業団体連合会の愛称です

■ 作品について

用紙：四つ切画用紙(38 cm×54 cm)。合作など二人以上で描いた作品や、異なるサイズの作品は審査対象外となります。
画題：「田んぼや畑」「農業用水路」「農業用ため池」などの風景や、農作業風景、大切な水路を守っている人たち、農業に関する祭りや風習、郷土料理など農業や農村に関連するもの。
※はがれ落ちるなどの可能性がありますので、立体作品は応募できません。平面作品に限ります。

■ 応募について

応募には **直接応募** と **水土里ネット経由応募** があります。裏面または全国水土里ネットHPでご確認ください。



送付先
事務局

〒102-0093
東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館 4F
全国水土里ネット「絵画展 係」

TEL: 03-3234-5480
MAIL: midorinet@inakajin.or.jp

主催 水土里ネット(全国水土里ネット、都道府県水土里ネット)

後援 農林水産省、文部科学省、環境省、国土交通省、総務省、東京都、(一社)全国農業会議所(全国農業新聞・全国農業図書)、(一社)全国農業協同組合中央会、全国農村振興技術連盟、(一社)地域環境資源センター、(一財)都市農山漁村交流活性化機構、(株)日本教育新聞社、(一財)日本水土総合研究所、(株)日本政策金融公庫、(公社)農業農村工学会、(一社)農業農村整備情報総合センター、(公社)米穀安定供給確保支援機構(昨年度実績・五十音順)

協賛 (株)安藤・間、(株)イワイ、NTCコンサルティング(株)、大塚ホールディングス(株)、(株)大林組、(株)奥村組、(株)鹿島建設(株)、(株)クボタ、(株)熊谷組、サンスイコンサルティング(株)、(株)三祐コンサルティング、清水建設(株)、(株)角谷文治郎商店、(一社)全国農業会議所(全国農業新聞・全国農業図書)、全国米穀販売事業共済協同組合、大成建設(株)、(株)竹中土木、東京都米穀小売商業組合、内外エンジニアリング(株)、日本基礎技術(株)、日本振興(株)、(一財)日本水土総合研究所、(株)日本政策金融公庫 農林水産事業本部、前田建設工業(株)、(株)やまびこ、ヤンマーアグリ(株)(昨年度実績・五十音順) [副賞提供] 井関農機(株)

☆募集要綱等は同封チラシ裏面をご覧ください☆

13

お知らせ

土地改良事業に関する苦情・紛争対策（問い合わせ：換地指導課、ストックマネジメントセンター）

本会では、土地改良に関する相談を受け付けております。法的な判断が必要とされる案件については、「弁護士による土地改良相談」として、令和7年7月23日（水）及び令和8年1月14日（水）に本会会議室において弁護士と面談して相談する機会を設けております。また、土地改良に関する定期相談を原則、毎月第3水曜日に行っていますので、ご希望があれば事前に相談依頼書を換地指導課又は、ストックマネジメントセンターまでご提出ください。

農家負担金軽減支援対策事業のご案内（問い合わせ：総務課）

令和7年度に拡充措置が講じられました。土地改良事業等の円滑な推進を図るため、事業に係る農家負担金の利子助成（受益者負担金の償還利子相当額の5/6を上限）や無利子貸付（受益者負担金の5/6に相当する額を限度）を行うことにより、農家負担の軽減を図ります。農家負担の軽減を図りつつ、農地の担い手集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画による輸出の拡大、先端的な技術を活用した生産方式との適合に資する基盤整備を促進します。

非補助農業基盤整備資金融資について（問い合わせ：換地指導課、ストックマネジメントセンター）

農業基盤整備資金は、農業生産力の増大、生産性の向上を図るための生産基盤の整備や農村環境基盤の整備などに係る費用に対して長期・低利な融資を行う、株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）の制度資金です。土地改良区が、国から補助を受けずにかんがい排水やほ場整備、施設の補修・更新などの事業に取り組む場合や、発電施設の設置、発電事業会計に必要となる複式簿記会計システムの導入費用等についても融資対象となります。

ため池相談について（問い合わせ：ため池保全管理サポートセンター）

ため池管理をしている皆さんの、ため池の補修・改修・廃止など困りごとを個別にお聞きます。詳細は、ため池保全管理サポートセンターまでお問い合わせください。

土地改良区会計支援について（問い合わせ：総務課）

複式簿記等の相談については、本会ホームページ上の相談様式第10号によりメール等でご提出ください。また、土地改良施設台帳更新に関する業務受託等も実施しております。ご希望の方は、総務課会計指導担当までお問い合わせください。

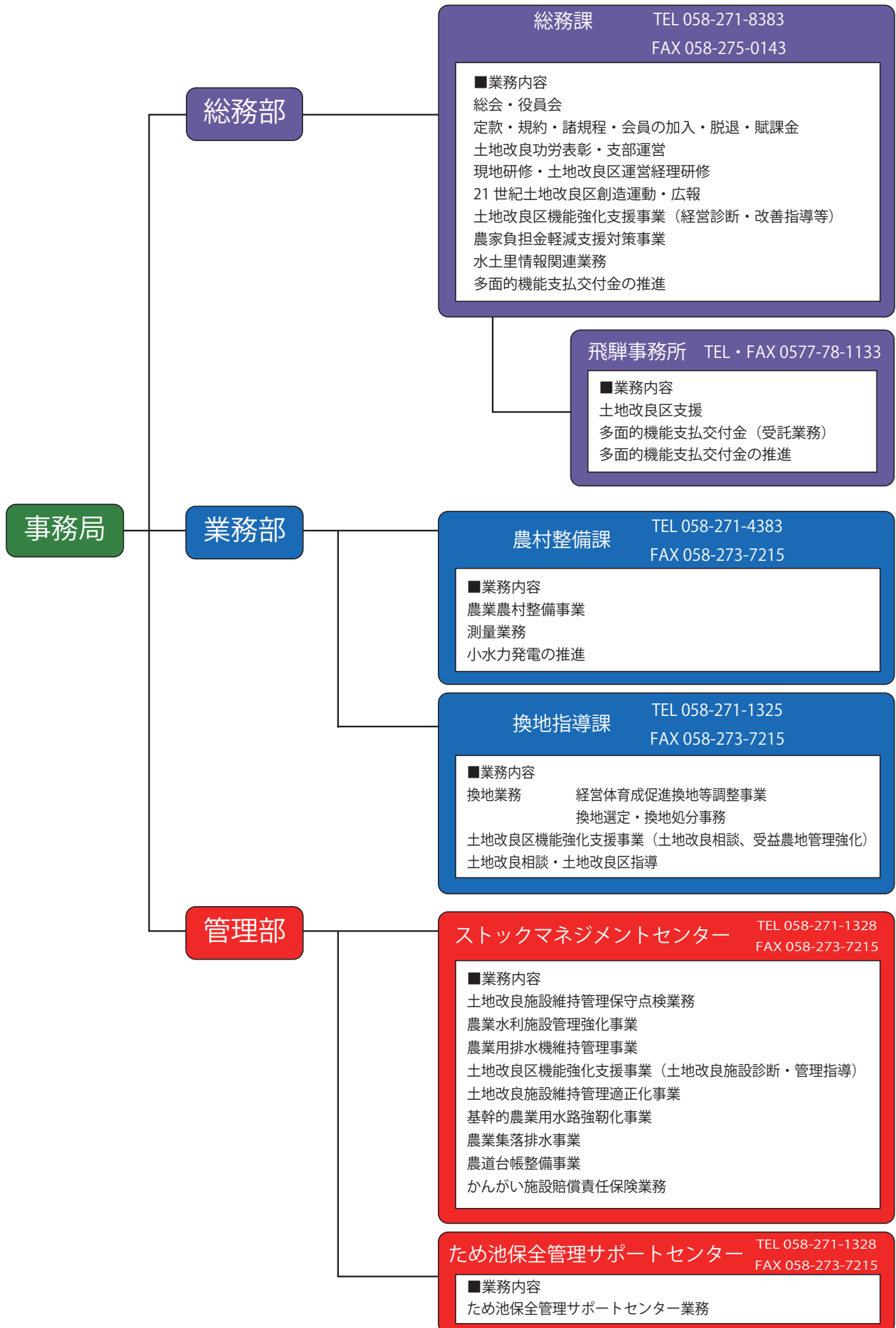
土地改良区代表者変更届け（お願い）（問い合わせ：総務課）

役員改選等により代表者が変更となった場合は、総務課宛に代表者変更届けを提出してください。

会計指導員が行う土地改良区の指導監査（問い合わせ：総務課）

平成31年4月1日施行の改正土地改良法により、土地改良区は令和5年4月1日以降最初に開催される通常総会終了時までに、原則として員外監事を選任又は会計指導員が行う指導監査を受ける必要があります。本会では、員外監事を選任が難しい又は運営上のリスク洗い出しのために外部監査を希望する土地改良区に向けて積極的に指導監査を実施いたします。指導監査に関する内容のお問い合わせ、お見積もり等は総務課指導監査担当までお気軽にご連絡ください。

事務局機構図





あとがき

【表紙 関市・中池の概要】

岐阜県関市の緑豊かな丘陵地に位置する中池。周辺は中池公園として整備されており、陸上競技場や野球場、プール、芝生広場、中池を巡る散策道、お子さんが遊べるアスレチック、宿泊可能な研修施設「中池自然の家」などが設けられており本格的なスポーツからレクリエーションまで幅広く利用することができます。中池自然の家では、自然を生かした体験メニューが行われており、木工クラフト、野外炊事、グリーンオリエンテーリング、キャンプファイヤーなども楽しむことができますよ。



水土里ネットぎふだより 第204号

〈発行〉

岐阜県土地改良事業団体連合会

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目13番1号

水土里ネットぎふ

検索